

平成 18 年 3 月 24 日

金融庁検査局総務課 御中

流動化・証券化協議会

「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について（案）」
に対する意見

この度、意見募集された「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について（案）」（以下「本案」という。）に対して、以下の通り意見を提出する。

なお、本案は当面銀行等の委託先に対する検査を対象としており、下記意見はこれを前提としているが、今国会に提出されている信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案において信託会社及び信託兼営金融機関の信託業務の委託先に対する検査も導入されることとなっており、当協議会は、かかる検査についても本案が適用されることを視野に入れて、下記意見を申し述べるものである。

1. 検査手続について

① 検査の予告・無予告の別について

（意見）

業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、「検査の効率性及び実効性」と「業務委託先の権利ないし利益」とを比較考量すべきである。

（理由）

本案においては、「業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、検査の効率性及び実効性を比較考量することとする。」とされているが、「検査の効率性及び実効性」のみでは無予告とすべき事情のみが考慮されるおそれがあるので、業務委託先の置かれた立場や委託業務の内容等の業務委託先の事情も考慮すべきである。

2. 検査モニター及び検査結果通知書の取扱いについて

(意見)

- (1) 業務委託先に対する検査が行われた場合、検査モニター及び検査結果通知書の交付については、業務委託先に対する検査が適切に行われることを担保でき、かつ、かかる検査が特に必要があると認めるときにその必要の限度において行われたものであるか否かを事後的に検証することができる程度に、業務委託先に対しても行うものとし、業務委託先も検査結果に関し反論その他の意見申出を提出することができるものとするべきである。
- (2) 検査モニター及び検査結果通知書の交付を業務の委託元である金融機関等に対し実施するにあたっては、業務委託先の権利、競争上の地位やその正当な利益を不当に害することがないよう配慮するものとするべきである。

(理由)

- (1) 罰則を背景とする検査権限の過剰又は不当な行使から自らを防御するために、業務委託先は、重要事項の事前説明等に加えて、現に行われている検査について意見を申し述べる機会を必要に応じて与えられるべきであるし、また、現に行われた検査結果の内容から見て当該検査権限の行使が法に則ったものであるのかを検証できなければならない。すなわち、業務委託先に適正手続を保障する観点から、当局は、立入検査中において、金融機関等だけでなく業務委託先自身からも必要に応じて意見を聴取すべきであるし(業務委託先は検査の直接の対象であり、かつ、業務委託先の内部事項について最もよく事情を知る者である。)、また、業務委託先に対する検査が「特に必要があると認めるときにその必要の限度において行われたものであるか否か」を事後的に検証することができる程度の情報を業務委託先に与える必要がある。加えて、業務委託先は金融機関等に対する検査結果によっては金融機関等との委託関係が解消の危機にさらされるのであり、検査結果に対しては重要な利害関係を有している。したがって、業務委託先に対する検査が行われる場合、業務委託先は、その利益を守るために必要な限度で、検査モニター及び検査結果通知書の交付を受け、現に行われている検査内容や検査終了後の検査結果に関し反論その他の意見申出を提出することができるものとするべきである。
- (2) 当局が検査等に係る情報を適切に管理すべきことは金融検査に関する基本指針Ⅱ-4にも示されているところではあるが、業務委託先に対する検査の結果が業務委託先のみならず金融機関等に通知等されることから、当該通知により業務委託先の情報(とりわけ、秘密事項及び顧客のプライバシー等に係る情報)が当該金融機関等に漏洩するなどして、業務委託先の権利、競争上の地位やそ

の正当な利益を害することがないように留意することを特に本案に追加して明記すべきである。

以 上